

渡 部 純 三 局 長	御起立願います。礼。御着席ください。 総会の開会に先立ちまして、先の人事異動に伴い事務局職員に異動がございましたので、御報告いたします。 まず、転出となった職員は、事務局次長の伊賀上大輔主幹が道路河川管理課に、大野仁美主査が人事課に、前田晴雄主査が障害福祉課に、中村仁徳主任が農林水産振興課にそれぞれ転出いたしました。 次に、転入となった職員を御紹介いたします。 監査委員事務局から相原英明次長が事務局次長に、市民課から有馬千温主任が総務・農政班に、配属されました。 また、新規採用職員 眞鍋めのう主事が総務・農政班に、配属されました。 なお、地区別担当・事務局の配席図は、別紙のとおりでございます。 職員が1名減となりましたが、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。 御報告は以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	只今より、第259回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には久米地区の戒能豊和委員と、栗井地区の樋野委員のお二人にお願いいたします。 なお、地区別担当者及び事務局の配席図、お手元にお配りしておりますので、また御確認願えたらと思います。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。 御報告は以上でございます。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号までの11件の議案が提出されております。 それでは、議案第1号～第3号までを議題とします。 事務局の説明を求めます。
山 岡 美 明 副 主 幹	それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。 令和7年2月26日から令和7年3月25日までに専決処理した案件は4条届出が5件、5条届出が12件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

	続きまして、議案第 3 号を御報告いたします。 1 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 2 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 3 番、本件は、農地法により、平成 30 年 5 月 10 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償はないとしております。 なお、本通知書の提出と同時に、転用許可申請がなされています。転用許可の可否については、後ほど第 6 号議案にて御審議をお願いします。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 4 号を議題とします。事務局の説明を求めます。
山 岡 美 明 副 主 幹	お手元に審査基準 1 号～ 6 号までを整理した農地法第 3 条調査票がございますので、併せて御覧ください。それでは、御説明いたします。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件 7 件を、一括にて御説明いたします。 5 ページの 3 番、7 ページの 13 番、8 ページの 14 番、16 番、17 番、18 番、9 ページの 19 番の譲受人は新規農業者で、18 番と 19 番は譲受人が同一人の案件でございます。この度、申請地を取得または借受けし、新たに農業経営を始めたとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

1 番、譲受人は、農地約 144 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2 番、譲受人は、農地約 26 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3 番は冒頭で御説明した新規農業の案件です。

4 番、譲受人は、農地約 102 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5 番、譲受人は、農地約 50 アールを耕作する農家でございます。

この度、贈与により申請地を取得するものでございます。

6 番、7 番、12 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明します。

譲受人は、農地約 30 アールを耕作する農地所有適格法人です。

この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8 番、譲受人は、農地約 133 アールを耕作する農家でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9 番、譲受人は、農地約 12 アールを耕作する農家でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10 番、譲受人は、農地約 48 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11 番、譲受人は、農地約 120 アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12 番は、先ほど 6 番で御説明した案件です。

13 番、14 番は新規農業の案件です。

15 番、譲受人は、農地約 38 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

16 番～19 番は新規農業の案件です。

20 番、譲受人は、農地約 71 アールを耕作する農家でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

21 番、譲受人は、農地約 210 アールを耕作する農家でございます。

	この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 新規農業の案件は7件で、3番、13番、14番、16番、17番、18番、19番があります。 3番は、所在地が久米地区でありますので戒能豊和委員から説明をお願いします。
戒 能 豊 和 委 員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、久米地区にお住まいで、この度、同地区内の申請地を取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	13番は、所在地が堀江地区でありますので井上委員から説明をお願いします。
井 上 徹 郎 委 員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、借受人は、桑原地区にお住まいで、この度、東大栗町の申請地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	14番は、所在地が浅海地区でありますので原田委員から説明をお願いします。
原 田 裕 三 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、浅海地区

	の農地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	16 番は、所在地が河野地区でありますので竹田委員から説明をお願いします。
竹 田 和 司 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、河野地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	17 番は、所在地が睦野地区で、18 番、19 番は、西中島地区であります。また、18 番、19 番は、譲受人が同一人でありますので、松村委員から続けて説明をお願いします。
松 村 博 信 委 員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、17 番の譲受人は、睦野地区の農地を譲り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農作業の経験も充分にあり、農業に対する意欲も見受けられましたので、これを了承いたしました。 次に、18 番と 19 番も、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、西中島地区の農地を譲り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農作業の経験も充分にあり、農業に対する意欲も見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 5 号を議題とします。事務局の説明を求めます。
山 岡 美 明 副 主 幹	それでは、御説明いたします。 1 番、本件申請人は、農地約 31 アールを耕作する農業者です。申請地近隣の住民や老人保健施設の職員から駐車場として利用したいとの要望が寄せられており、既に予定台数の半分以上の予約を受けています。今後の営農などを含め生活設計上必要であることから、申請地を貸駐車場として利用したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第 6 号を議題とします。事務局の説明を求めます。
山 岡 美 明 副 主 幹	それでは、御説明いたします。 1 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

	本申請地の農地区分は、予鉄道平井駅から、おおむね 500 メートル以内に位置することから、第 2 種農地と判断されます。 2 番、本件受人は、障がい者や要介護者を対象とした各種福祉サービス等を提供する法人です。 現在、障がい者を対象とした、訪問介護や居宅介護事業を行っていますが、入所の問合せが多数寄せられています。そこで本申請地に障がい者グループホーム建築したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 3 番、本件受人は、太陽光発電システムによる売電事業等を行う法人です。現在、全国で約 50 か所の太陽光発電施設を設置運営しておりますが、設置に最適な立地条件を有している本申請地に、太陽光発電施設を設置したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、JR 柳原駅から、おおむね 500 メートル以内に位置することから、第 2 種農地と判断されます。 なお、松山市以外で許可された転用案件の進捗状況や利用状況については把握できないことから、「太陽光発電施設での転用許可を受けた農地について、転用許可どおりに利用もしくは進捗されている場合に限る。」との意見を付して、愛媛県に送付したいと考えています。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第 7 号を議題とします。事務局の説明を求めます。

越智徹主査	本議案は、前回総会にて農林水産振興課の職員が説明を行った農用地利用集積計画において、農業委員会に意見を求められたものです。 まず、12 ページの権利設定に関するものが 2 件、次に 13 ページの権利移転に関するものが 2 件ございます。 12 ページ 1 番及び 2 番と、13 ページ 1 番の譲受人が同一人であるため、併せて説明いたします。譲受人は約 756 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定及び移転するものです。 13 ページの 2 番は約 22 アールを耕作する農業者で、新たに 3,319 平方メートルの樹園地の賃借権を移転するとしています。 なお、今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。 権利の開始は令和 7 年 6 月 1 日の予定です。 御審議のほどよろしく申し上げます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 8 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項等 3 号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうか

	を判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号１、番号２の相続税の納税猶予を受ける相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号を議題といたします。事務局の説明を求めます。
山 岡 美 明 副 主 幹	それでは御報告いたします。 令和７年２月２６日から、令和７年３月２５日までに、専決処理した案件は２３件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 10 号を議題といたします。事務局の説明を求めます。
山 岡 美 明 副 主 幹	それでは、御説明いたします。 本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域からの除外をしてほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものです。 1 番、本件申出人は、父母と同居し、農地約 64 アールを耕作する農家の後継者です。現在結婚の予定があり、結婚後は、夫婦で農業に従事する予定ですが、父母との世代の違いから、生活習慣も大きく異なるため、新居の建築が急務となっています。そこで、農作業に便利な本申出地に、農家住宅を建築したいと、農用地区域除外申出をしているものです。 また、除外された場合の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ですが、本件は、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当します。 なお、手続きが進み、農業振興地域の整備に関する法律第 11 条で定める公告がなされた時点で、農家住宅を建築する目的の農地転用許可申請が提出され、改めて農地法に基づく審査がなされることになります。 2 番、本件は、令和 7 年 2 月 10 日の第 257 回総会において、既に非農地との判断を行っています。そのため、農地基本台帳上、非農地となっている土地ではありますが、申出者より、改めて農用地区域除外の申出があり、除外の手続き上必要であることから本総会において意見の決定を行うものです。 本件、各申出地の農用地区域からの除外に係る計画変更は適当と思われますが、本総会にて意見の決定をお願いします。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件について本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。最後に、議案第 11 号を議題といたします。事務局の説明を求めます。
越 智 徹 主 査	それでは、御説明いたします。 国は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」これに係る令和 7 年度の目標を、4 月末までに公表し報告することとしております。 そこで、「令和 7 年度 最適化活動の目標の設定等（案）」について、本総会でお諮りするものです。 さっそくですが、32 ページにあります「Ⅰ 農業委員会の状況」を御覧ください。「Ⅰ 1 の農業委員会の現在の体制」は昨年度と変わっておりませんので、説明を割愛させていただきます。 「Ⅰ 2 農家・農地等の概要」を御覧ください。左側及び真ん中の表については農業センサス 2020 の数値を記入することになっており、昨年から変更はありません。右側の各経営体数については令和 7 年 4 月 1 日現在記載のとおりとなっております。また、下の表の耕地面積は耕地及び作付面積統計により、標記のとおりとなっております。 33 ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」を御覧ください。「1 最適化活動の成果目標」の（1）の農地の集積の①現状及び課題、これまで 1,885 ヘクタールが集積され集積率では 36.8%となっています。課題としては、「認定農業者等の農業を担う者に農地の集積が行われており、農業経営を拡大している者がいるが、他方では、農業従事者の高齢化及び減少の影響が出ている。担い手の育成などを進め、農地の利用集積を推進することが必要である。」としています。次に②目標については、令和 5 年 9 月に改正されました松山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、「農地の集積の目標年度」を令和 15 年度とし、集積率についても 40%を目指します。また、「今年度の新規集積面積」については 18 ヘクタールを目標とします。次に、「（2）遊休農地の解消」の①の現状及び課題ですが、1 号遊休農地は 7 ヘクタールで、課題としては、「利用意向調査において農地中間管理機構への貸付けを希望される所有者が多いが、機構の借り受け要件を満たさないことから遊休農地の解消に繋がりにくい。」としています。次に②の目標の「ア 既存遊休農地の解消」については、令和 3 年度の利用

	状況調査で判明した面積について解消していきますので、「令和３年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地」６ヘクタールに対し「緑区分の遊休農地の解消目標面積」は１．２ヘクタールとなります。また、一番下の「イ 新規発生遊休農地の解消」については１ヘクタールとします。 次に３４ページを御覧ください。「（３）新規参入の促進」の①現状及び課題ですが、令和６年度は４２経営体、１３．３ヘクタールとなっており、課題としては、担い手の高齢化や後継者不足により農業の担い手が減少しているが、一方で新規就農者や農業経営を拡大しようとする者がいるため、実情に合わせた農業経営を行えるように農地等の確保が重要であるとしています。次に②の目標の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」については１．６ヘクタールとします。 次に「２ 最適化活動の活動目標」の（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、一人当たりの活動日数を、昨年と同様に毎月８日とします。 その下の「（２）活動強化月間の設定目標」の回数は１回で、８～１０月までの３ヶ月間を遊休農地の解消に取り組むこととし、利用状況調査の実施及び農地所有者への声掛け等を行います。 次の「（３）新規参入相談会への参加目標」は、地区審査など年間を通して新規就農者への相談を行うこととし、参加回数を１回としています。 以上が、令和７年度 最適化活動の全体目標となります。 この全体目標における各地区の委員の一人一人に対する、令和７年度の成果目標については、「令和７年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」シートを作成して、５月２７日火曜日に開催を予定しております第２６１回の全体総会にて個別にお渡しするとともに、改めて御説明させていただく予定です。 説明は以上となります。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案１１件の審議は全て終了いたしました。

	次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
越 智 徹 主 査	私のほうから、連絡事項がございます。 1点目は、先日の新聞報道で、J A えひめ中央代表理事理事長の福島幸則様のお悔やみがございました。互助会規程第5条に「対外的関係及び会員の研修のために必要な場合は、金品を支出する。」とあり、J A えひめ中央とは、多岐にわたり御協力いただいているものであり、会長と協議し、弔慰金及び電報をお送りいたしましたので、御報告させていただきます。 2点目は、令和7年度農業委員会事務局座席表と地区担当表を両面でお配りしております。連絡や問合せの際に活用いただければと思います。 最後に、次回の総会の日程についてです。 第260回総会については、令和7年5月9日金曜日午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。 以上です。
寺 井 克 之 会 長	以上をもちまして、 本日の第259回総会を閉会します。
渡 部 純 三 局 長	御起立を願います。礼。
	午前10時56分閉会